

## 2021-5 税務・労務・法務情報

### Revenue Regulation

#### 2021-02 CREATE関連（最終源泉税の取り扱い）

本法の確認規定と言えます。ポイントは以下の通りです。

- ・居住外国法人・・・上場株式以外の株式譲渡益に対して15%の最終源泉税
- ・非居住外国法人・・・比国内源泉所得に対して2021年1月1日より25%の最終源泉税

・法第116条に規定するパーセンテージ税の対象となる者（VAT非課税）に対する政府の支払いについては、2020/7/1～2023/6/30の間は1%の源泉徴収の対象とする。

#### 2021-05 CREATE関連（控除可能費用の拡大）

・労働法に従い研修合意に基づき政府教育機関において実施される労働者訓練費用の1/2を拡大控除として認める。但し、各教育機関からの証明書取得を条件とする。さらに、全労働者賃金総額の10%を超えないこと。

・支払利息・・・事業遂行上の支払利息は元々控除可能の取り扱いでした。但し、一定額（受取利息の38%）を差引後の金額が限度とされていました。今回この38%が20%に減額されました。また、中小企業（課税所得金額が500万ペソ以下、総資産が100百万ペソ以下）の場合は、この減額部分がなくなりました。（0%減額）

### Revenue Memorandum Circular

#### 2021-50 CREATE関連（2020年7月期～2021年6月期の確定申告ガイドライン）

・確定申告書の提出・・・全ての納税義務者（電子、非電子申告者を含む）は「Off Line eBIRForms Package V7.9」を使用しなければならない。詳細手続き

についてはBIRウェブサイトからご確認下さい。

・2020年1月1日から一般法人税率が20%、中小法人税率が20%に減額されしております。会計年度の途中で法人税率が変更になりますので、どのように調整して確定申告をすれば良いのか？の疑問がありました。会計年度毎のガイドラインが出ております。以下の通りの税率の適用となります。（月割り平均税率となっています）

会計年度	一般法人 (新税率25%)	中小法人 (新税率20%)	最低法人課税 (新税率1%)
2020/7	29.58%	29.16%	1.91%
2020/8	29.16%	28.33%	1.82%
2020/9	28.75%	27.50%	1.73%
2020/10	28.33%	26.66%	1.64%
2020/11	27.91%	25.83%	1.55%
2020/12	27.50%	25.00%	1.50%
2021/1	27.08%	24.26%	1.41%
2021/2	26.66%	23.33%	1.32%
2021/3	26.25%	22.50%	1.23%
2021/4	25.83%	21.66%	1.14%
2021/5	25.41%	20.83%	1.05%
2021/6	25.00%	20.00%	1.00%

ジャパンデスク 清水 麻利  
(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)